

教育投資の25%税額控除

「人材投資促進税制」を活用し教育研修の活性化を

松本 卓三

昨年12月に発表された2005年税制改正大綱の中で、ビルメンテナンス業にとっても注目すべき新設税制として「人材投資（教育訓練）促進税制」があります。2005年度から3年間導入されるこの新税制は、わが国企業の競争力の基盤となる人材を育成・強化するのが目的で、簡単に言うと、大企業の場合、教育訓練費増加額の25%相当額を法人税額から控除し、中小企業に対しては、さらに有利な控除率を適用するというものです。具体的な控除対象費用は、講師・指導員経費、教材費、外部施設使用料、研修委託費などで、労働者への賃金・手当などは対象外とされていますが、その

-10

-20

他の費用については、その都度確認する必要があります。そこで、ビルメンテナンス企業においても、教育・研修費用を増大させて、新税制を活用し、そのメリットを享受しつつ、人材教育強化を図る絶好のチャンスであることを十分認識し、実行を進めるべきと考えます。

1 人材投資促進税制とは？

-30

新税制の基本制度（大企業に適用）は、新年度の教育訓練費を前2事業年度の平均額（基準額）より増加させた企業に対し、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除（法人税額の10%限度）するものです。また、中小企業に対しては、さらに有利な有利な扱いとなります。

基準額より増加させた場合、教育訓練費「総額」の一定割合を税額控除します。一定の割合とは、教育訓練費増加率の1/2で、上限を20%としています。基本制度との選択も可能となっています。

計算の具体例として、基準額が1億円の企業の例を、表に挙げます。

(別途、添付ファイルにある「税額控除額の例」を入れます)

2 対象となる事業者は？

-10

基本的には法人（定義上は、青色申告書を提出する法人）とありますが、個人事業主にも認められる可能性もあるようですので、確認が必要です。

3 対象となる費用は？

控除対象費用は、

- ①講師・指導員等経費（外部講師・指導員への支払い）
- ②教材費（研修用教材購入費、印刷費、PCソフト購入費等）
- ③外部施設使用料（研修実施の外部施設使用料、AV設備借上げ費、施設利用料）
- ④研修参加費（外部研修講座参加費、自己啓発研修の補助金）
- ⑤研修委託費（社外企業に研修を委託する場合の費用、外部コンサルタントに人材開発計画作成と実行を委託した費用等）

-20

などが、一般的事例と考えられます。

-30

今後確認が必要な項目としては、社内講師謝礼、社内研修教育担当者経費（人事部教育担当者の研修期間内の人件費等も含まれるかどうか）、社外での研修施設使用料（自社の外部研修施設での光熱費・食費・受講生交通費等も含まれるかどうか）などが考えられます。この他、外部セミナー

への参加費や海外研修費（海外セミナー、海外ビルメン技術研修参加費）も確認が必要でしょう。世界ビルメン大会への参加費や社員の1年間の海外留学費などは難しいと思われます。さらに「研修受講生の研修期間中の賃金」への適用には、多くの企業が関心大であり、期待したいところですが、これも今後、確認しておきたい項目です。

4 税額控除計算事例について

-10

2005年度から3年間の措置ですが、基本制度が増加金額に対して、特例制度が総額に対して適用されることになり、相当魅力的な制度です。

ここで、もう一度計算方法を整理してみます。

【税額控除の計算法】

①基本制度：法人税税額控除額＝（今期の教育研修費－基準額*1）×25%（法人税額の10%が限度）

②特例制度：法人税税額控除額＝当年の教育研修費×税額控除率*2（法人税額の10%が限度）

*1：基準額：教育研修費の前2年間の平均額

*2：税額控除率：増加率*3の1/2（上限20%）

*3：増加率：（今期の教育研修費－基準額*1）

÷基準額

-20

中小企業は、基本制度と特例制度の選択が可能です。

さらに、法人税額控除後の金額が法人住民税の課税標準となります。

5 ビルメン企業での具体例

-30

【ケース①＝ABCビルメンの場合】

ABCビルメンは年商30億円で、過去2年間の教育研修費の平均が300万円です。2005年4月からの新税制により、年間400万円の教育研修費をかけることにしました。このケースでは特例制度の恩恵が受けられます。

①増加率：増加額 100 万円 ÷ 300 万円
= 33% ⇒ 税額控除率は 16%

②特例制度利用の法人税控除額
= 400 万円 × 16% = 64 万円 税金節約

③さらに法人住民税が 64 万円 × 20.7% (東京都の場合)
= 13 万円 安くなります

これに加えて、キャッシュフローで計算すると、
元来教育研修費は損金になっているので、増加額 100 万円の法人税等の 45% 分の 45 万円の税金が安くなっています。プラス税金が 64 万円少なくなり、法人住民税は 13 万円安くなるので、実質キャッシュフロー入金は、(45 万円 + 64 万円 + 13 万円) の 122 万円となります。キャッシュフロー支出は、増額分の 100 万円であり、結果として 22 万円のお金が戻りながら、以前よりも費用を掛けた教育研修ができることとなります。

-10

【ケース②=XYZ ビルメンの場合】

XYZ ビルメンは、外注主体で年商 9 億円、過去 2 年間の教育研修費の平均が 100 万円で、2005 年 4 月から年間 200 万円の教育研修費を使う予定です。

-20

ケース①と同じ特例制度式の計算で、法人税控除額は、50 万円節約となり、東京都の法人住民税が 10 万円節約となります。この企業クラスの売上での法人税節約 60 万円は、大きな魅力でしょう。

6 ビルメンテナンス業の教育の現状

-30

中小企業庁が半世紀にわたり毎年、調査公表してきた「中小企業の経営指標」と「中小企業の原価指標」があります。この中には 25 年前からビルメンテナンス業も取り上げられてきました。ビルメンテナンス業の調査データは毎回数十社程度で、サンプル数は少ないですが、昭和 54 年度から平成

14年度までの数値を見ると、調査対象企業の平均の教育研修費は、対売上高で0.2%を超えたことはありません。平均しても0.1%程度です。平成14年度のデータでは、調査企業の1社平均の年間売上高は約10億円、同じく平均従業員数は287名となっています。

平均の教育研修費を単純計算すると、調査ビルメン企業の平均の年間教育研修費は約100万円で、従業員1人当たりでは年間約3,500円という額となります。従業員すべてが教育研修の対象にならないとしても、あまりにも少なすぎると思います。

-10

日本の上場企業の平均教育研修費は、対売上約3%といわれています。また、筆者の予測ですが、上場しているビルメンテナンス企業でも0.3～0.5%程度であり、サービス産業中でも最低レベルに近いと思われます。いかにビルメンテナンス業（とりわけサービス業としてヒトの教育研修にヒトが、教育研修に時間と金を掛けて来なかったのか、はたまた、掛けられなかったのか、残念に思えてなりません。

-20

特に昨今は、ビルメンテナンス業界でも、PFI入札案件や指定管理者応募案件のように多くの知識・情報が必要で、かつリスクマネジメントも求められる時代となり、教育研修が従来とは異なる分野においても必要となっていますので、教育研修による従業員の能力開発が経営課題として大きくなってきています。

7 新税制の具体的活用法

-30

(1)経営陣としての社内的な作業

- ①経理担当者に命じて過去2年間の教育研修費の整理と金額を算出しておく
- ②経理項目の整備により、これまで散在している教育研修費関連で支出されていた経費を整理して、2005年度からは研修費、教育費あるいは教育研修

費として経費統一処理を徹底する

③これからの3年間の教育研修戦略を作る

・これまで教育研修体系を作成していない場合は、外部コンサルタントを起用して、以下の手順で社内研修体系を完成させる

研修基本要綱 ⇒ 研修実施体系 ⇒ 年度研修目標 ⇒ 年度研修計画 ⇒ 個別研修施策のフローの作成

・ある程度の教育研修実施体系も持っている場合は、これまで未着手であり、かつ将来的に避けて通れない研修計画を実行する（例えば、階層別研修はやれたが、職能別研修や課題別研修が弱い場合は、集中して実行する、あるいは OJT 主体で OFF-JT ができていない場合は、外部講師による課題別研修を実施するといった手法が考えられます）。

-10

④3年間の教育研修計画を策定し、教育研修予算を年度別計画経費の積み上げ方式で作成する（極端に言えば教育研修費を使えば使うほど節税効果が大きくなるとはいえ、過去2年間の平均教育研修費絶対額が小さいと初年度で予算を大きく取っても内容がついていけないので、3年間の計画で段階的に進めることが重要です）。

-20

2) 会計事務所や顧問税理士と、減税措置の中味の吟味を行い、どこまでの費用が認められるかをチェックし、情報収集を行い、十分相談しながら進める。

例えば、

①外部研修の交通費・宿泊費・日当は参加費用として認められるか？

-30

②研修ツールとしてのパソコン購入費用は？

③eラーニングの受講費用は含まれるか？

④社内研修時の人事研修担当者の人件費は？

⑤研修受講社員の賃金は？

などを、確認する必要があるでしょう。

通常の常識的な教育研修費項目は、前述した項

目が認められるので、上記の費用は、期待半分で考えておいたほうがよいでしょう。

すでに、お分かりのとおり、この減税税制は、当期赤字の企業や前期からの大きな繰越赤字を持っている企業、課税所得の小さい企業には税額控除の恩恵は少ないのですが、ビルメンテナンス企業にとっては多いに活用すべき制度です。

節税効果とキャッシュフロープラスに加えて、ビルメン企業にとっては、企業資産である人材の育成、ますます必要性が叫ばれている顧客満足度向上、従業員^④の定着率の向上等々のためにも、教育研修の強化を実行して、経営効率を高め、従業員のスキルアップを高める絶好の機会であると確信しております。

-10

控除費目に曖昧なものがあり、今後も確認が必要ですが、拙文が早めの対策の一助になれば幸いです。

(まつもと たくぞう／マネジメント 21 代表)

【参考文献】

「平成 17 年度経済産業省関係の税制改正について」経済産業省、平成 16 年 12 月 15 日

-20

-30